

避難所運営 について

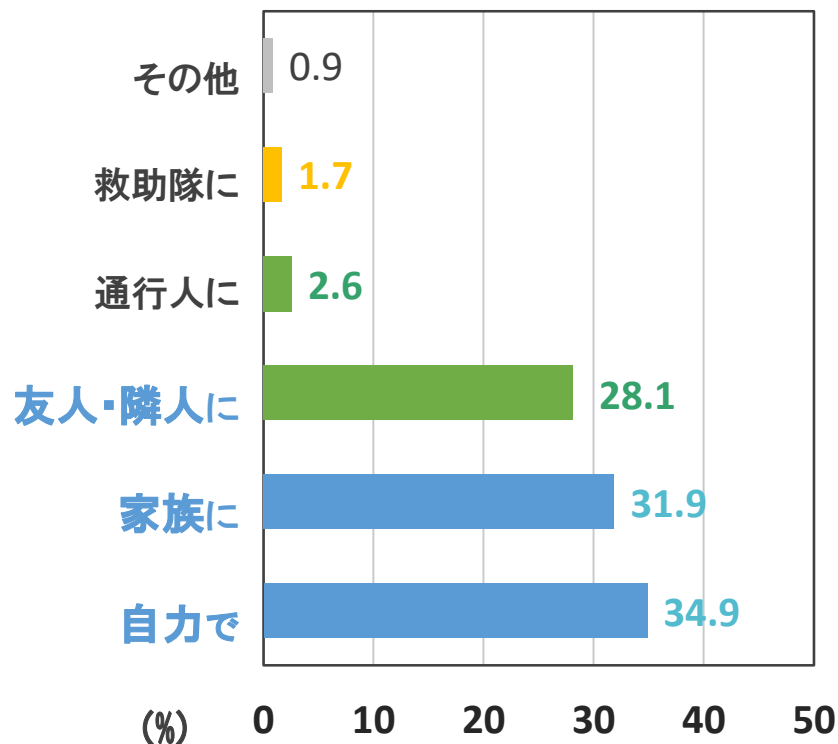
2024年(令和6年)
8月3日(土)・4日(日)
伊勢原市危機管理課



災害が発生した地域における対応の実態（救助活動の実態）

阪神・淡路大震災において、倒壊家屋から救助したのは
自助が66.8%、共助が30.7%、公助は2%足らず。

阪神・淡路大震災における倒壊家屋からの
救助活動の主体



災害時(特に直後)は
「**公助**」が間に合わない



直後は
「**自助**」と「**共助**」で
守り抜く必要

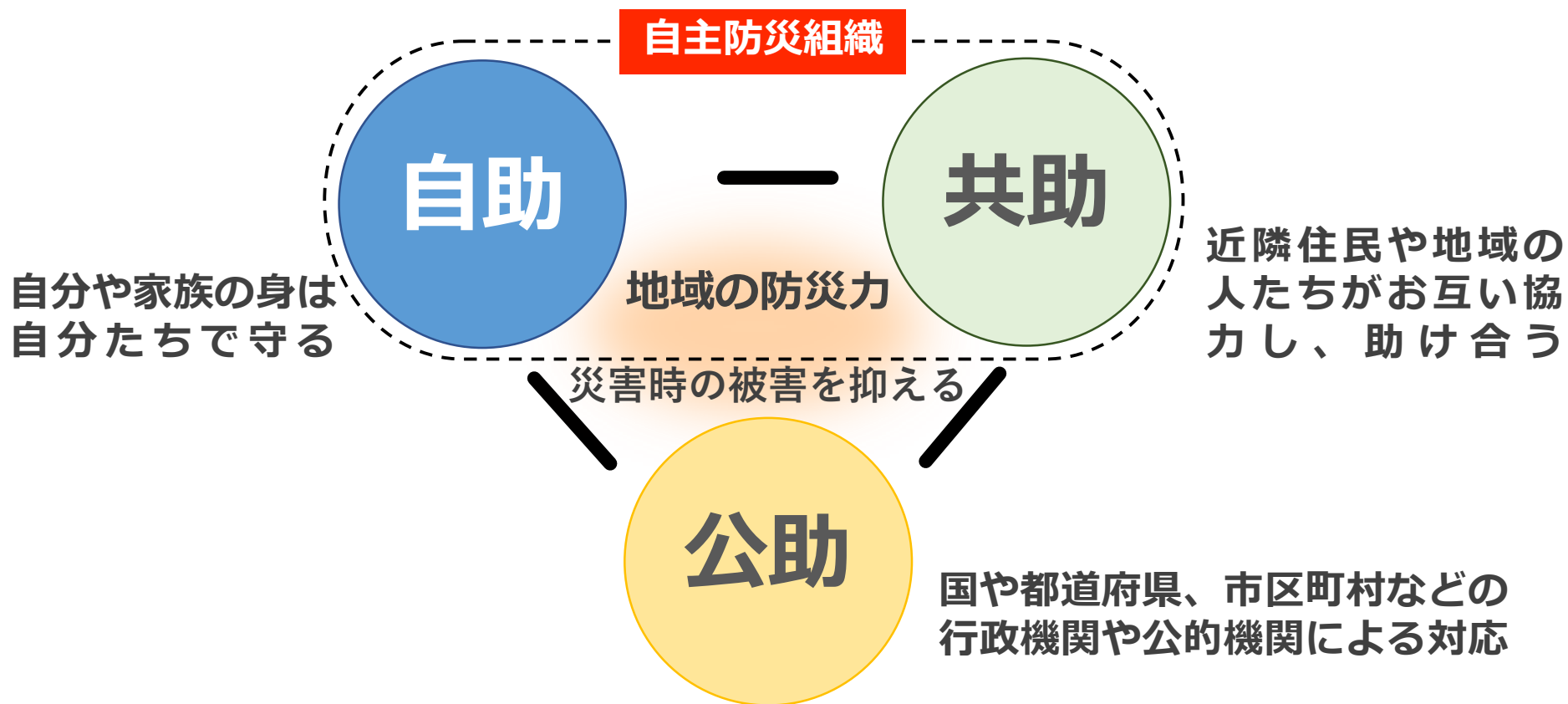
参考：日本火災学会「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書（1996）」

大規模災害発生時の行政の対応一例

救出救命・消火、安否確認、遺体対応、ライフライン復旧、道路啓開
避難所開設、避難所運営、避難所新設、車中泊者対応、帰宅困難者対応
物資受入・仕分け・配送・ニーズの収集、給水対応、福祉避難所運営、
介護士・介助士派遣要請ボランティアセンター立ち上げ
住家被害の認定と罹災証明発行、仮設住宅の設置 在宅者支援
感染症対策、食事・運動・気温等の健康対策、関連死防止対策
健康・衛生対策 仮設トイレ・仮設風呂・洗濯機などの設置
園・学校の再開検討、給食の手配、災害ゴミ、空気汚染などの環境対策
ペット 企業支援 住民相談、災害情報および支援情報の広報他
防犯（啓発・巡回）、被災地調査・視察受け入れ対応 など



自主防災組織の役割（自助・共助の重要性）



災害時（特に直後）は、「公助」の活動には限界がある

✓ 道路の寸断等で地域が孤立

✓ 行政等も自身が被災

（特に直後は）自助・共助による災害対応が重要

初動期の対応（発災後～3日目）

初動期の対応
（発災後～3日目）

復旧期の対応
（4日目～）

撤収期の対応

地震時の避難行動の流れ

地震

「自分の身は自分で守る」



自宅での生活が可能

在宅避難



「自宅」

避難所

自宅で生活できない場合に生活する施設。

〈広域避難所〉 〈臨時避難所〉



福祉避難所



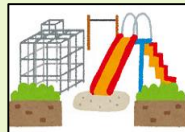
自宅での生活が困難

避難場所

緊急(一時)避難場所

災害が発生したときに一時的に避難する場所。

例) 公園、神社、空き地など

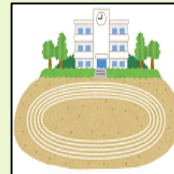


【緊急(一時)避難看板】

広域避難場所

大規模な災害が発生した場合に炎や煙などの危険から身を守るために避難する場所。

例) 学校の校庭、一定の広さの公園など



いのちを守るための避難 (安全確保)

仮の生活を支えるための避難

避難とは

- 「決められた避難所に行くこと」だけではなく、何らかの手段で安全を確保することです。
- 避難所でなくても、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への移動も避難行動です。
- 決められた避難所でも、災害の種類によっては使用しない場合があるので、事前に確認しましょう。

災 害  避難所
避 難  避難所

避難所運営の担い手

避難所生活の「質の向上」のため、自主防災会などが中心となり、避難所運営を行いましょう

過去の災害では、自治体職員が避難所対応で手一杯になり、他の災害対応業務の実施に支障が生じた例があります。

●自主防災会

避難所運営の中心的役割を担うことが期待されています
(各業務の主担当、女性の参画が重要)

●施設管理者

施設の維持管理

●地域対策部（市職員）

災害対策本部との情報収集・伝達

●居住組

避難者で編成されるグループ



避難所開設の流れ

避難所開設（発災後～3日目）

初動期の避難所運営は、原則地域対策部と施設管理者が中心となっており、自主防災会はその作業を支援します。

施設（避難所）の安全点検

避難者へ屋外での待機の呼びかけ

収容場所の協議

避難所の開設

設備の確認・資機材の用意

避難者台帳作成

要配慮者・けが人などへの対応

避難所ルールの周知

レイアウトの作成

避難所運営委員会の設置準備

避難所運営（4日目～）

復旧期の避難所運営は、避難所運営委員が中心となり、地域住民が主体となっており行います。

避難所運営会議の開催

避難所ルール・レイアウト再検討

入退所管理・防犯対策

要配慮者等への対応

物資の把握・調達・配給

トイレ管理・衛生環境の整備

各種情報の収集・伝達

※上記の各種対応は一例です。

発
災

避難所開設の流れ

施設（避難所）の安全点検

⇒施設管理者と地域対策部は、目視により建物の外観・内観の安全確認を行います。



【避難者】

施設の安全点検が終わるまで、屋内には入らず、グラウンドなどの屋外で待機します。

避難所開設の流れ

2016年4月16日 本震発生後の益城町総合メインアリーナ



出典：熊本災害デジタルアーカイブ

避難所開設の流れ

収容場所の協議

⇒施設管理者と地域対策部は、避難所として利用できる場所と立入りを禁止する場所を協議します。

避難所運営（一部教室を関係者以外立入禁止）



上：東日本大震災での様子
右：能登半島地震での様子

施設トイレの使用禁止



【立入禁止の例】

- 安全点検で危険と判断した場所
- 職員室、事務室
- 施設のトイレ など

避難所開設の流れ

避難所の開設

⇒自主防災会ごとに避難者を収容します。

※この時点では、受付・名簿作成・区画割・部屋割りは行わず、自主防災会単位でまとまります。



※発災直後の避難所の避難スペースは（仮）です。落ち着いた段階で、避難スペースの再検討など、場所の移動が伴います。

時期	必要最低面積
災害直後	1 m ² /1 人
2 日目以降	2 m ² /1 人
復旧期以降	3 m ² /1 人

避難所開設の流れ

設備の確認・資機材の用意

⇒地域対策部と施設管理者は、ライフラインが使用可能か確認します。また、自主防災会と協力して備蓄倉庫から、必要な資機材を用意します。



【備蓄倉庫物品例】
飲料水、毛布、プライ
バシーテント、トイレ
関連物資など。

鍵の種類	管理者
防災備蓄倉庫	自主防災会長
	地元消防団
	施設管理者
	地域対策部
	危機管理課

避難所開設の流れ

避難者台帳作成

⇒避難者に対して避難者カードを配布して、世帯単位で記入・提出してもらい、避難者台帳を作成します。

避難者カード 様式2

NO	避難所名				
記入日 (西暦) 年 月 日 ()	入所日 月 日 時 分	退所日 月 日 時 分			
(ふりがな) 記入者名	自主防災会	避難区分	☐ 避難所 ☐ 在宅		
	避難状態	☐ 避難所 ☐ テント ☐ 車両 ☐ その他 ()			
住所	自宅の被害状況	☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 (☐ 床上・床下浸水) ☐ 断水 ☐ 停電 ☐ ガス停止 ☐ 電話不通) ☐ その他 () ☐ 被害なし			
電話番号①	電話番号②	その他連絡先 (親戚等)			
メール					
避難所利用者・在宅避難者	性別	年齢	職業	けがや病気・障がい・「高齢」の有無、妊娠中、風湿内容、使用できる言語等特に配慮が必要なこと	安否確認対応
氏名 (ふりがな)	所在				
世帯代表者 ご家族・同居人など	☐ 避難所 ☐ 在宅	有			公開 非公開
	☐ 避難所 ☐ 在宅	有			公開 非公開
	☐ 避難所 ☐ 在宅	有			公開 非公開
	☐ 避難所 ☐ 在宅	有			公開 非公開
	☐ 避難所 ☐ 在宅	有			公開 非公開
ペットの状況	☐ 飼っていない ☐ 飼っている →裏面へ	車両 (使用者)	車種	色	カラー

【転出先情報】

住所	連絡先
----	-----

※このカードは入所時に世帯代表の方が記入してください。
 ※この情報をもとに避難所の生活支援を行いますので漏れなく記入してください。
 ※配慮が必要とされる方がいる場合は、別紙の災害時要配慮者情報カードも記入してください。
 ※内容に変更がある場合は、速やかに被災者支援課に申し出てください。
 ※追所される場合は必ず連絡をお願いします。

※特記事項等
 担当者記入欄

左：【表面】 避難者カード
 下：【裏面】 ペット登録票

ペット登録票

受付番号	
住所	※表面の住所と同じ場合はチェック ☐
携帯番号	※表面と同じ場合はチェック ☐
犬・猫	品種
オス・メス	特徴
登録札番号	有・無
体長 cm	首輪色
体重 kg	マイクロチップ番号

自主防災会長等に協力
 していただき、避難者
 カードの配布・回収を
 行います。

避難所開設の流れ

要配慮者・けが人などへの対応

⇒自主防災会は近隣住民などの避難者と協力して、
要配慮者の介助やけが人の対応を行います。

【市内の医療救護所一覧】

名称	所在地
伊勢原シティプラザ (ふれあいホール)	伊勢原2-7-31
桜台小学校 (保健室)	桜台4-16-1
大山小学校 (保健室)	大山209
高部屋小学校 (保健室)	西富岡1090-1
比々多小学校 (保健室)	神戸521-1
成瀬中学校 (保健室)	高森2-22-1
大田小学校 (保健室)	下谷1471-1

**負傷者がいる場合は、
応急救護処置、災害対
策本部への医療救護所
設置要請、医療救護所
の搬送を協力して行い
ます。**

避難所開設の流れ

避難所ルールへの周知

⇒ 掲示板・板書・放送等により避難所の生活ルールを避難者に対して周知します。



【ルールの一例】

生活場所、生活時間
入退所、プライバシー
食料・物資、ゴミ処理
防火・防犯、トイレ、
洗濯、清掃、ペット、
電話、飲酒・喫煙

避難所開設の流れ

避難所の共通ルール

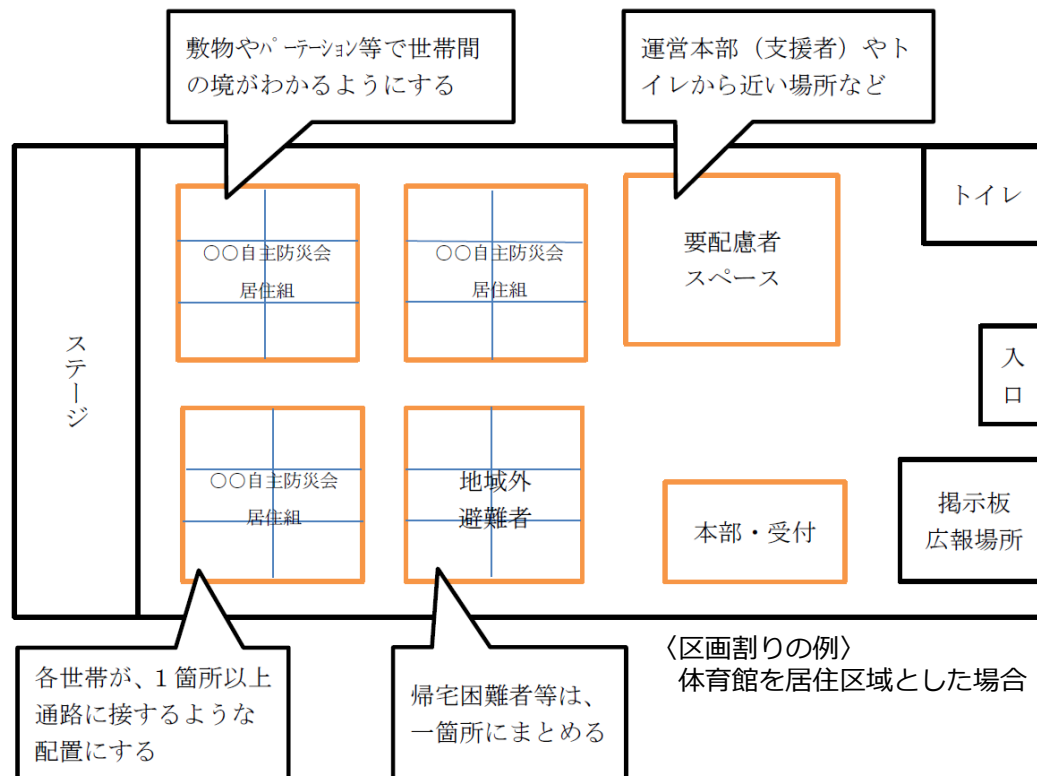
避難所における共通ルール等は次のとおりです。全体ルール以外にもそれぞれの項目ごとに詳細を定めた個別ルールがある場合があります。ルールは避難所の状況に応じて随時見直しを行います。

項 目	内 容	項 目	内 容
避難所の目的	避難所は被災者が生活再建することを目的とした防災拠点です	防火・防犯	- 指定された場所以外での火気の使用は禁止します - 暴力威嚇行為・女性へのセクハラ行為は警察に通報する等により厳正に処分します
避難所の開設期間	避難所は、原則として電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します	ゴミ処理	- 世帯ごとに発生したゴミは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬出します - 共同作業で発生したゴミは、その作業を担当した人たちが責任を持って捨てます - ゴミは指示された場所以外には捨てないでください
避難所の運営	避難所の運営に必要な各種活動は避難者自らが行います 避難所の決定事項は自主防災会代表者、施設管理者、市職員等で構成される避難所運営委員会において決定します	トイレ	トイレの使用は、それぞれのトイレに掲示してある注意事項に従って行うこととします
避難所への入退所	避難所に入所する際は世帯（家族）単位で登録する必要があります。退所の際は必ず退所の手続きを行い、転居先を連絡してください	洗 濯	- 洗濯は原則として世帯単位で行ってください - 水場や物干し場は避難者全員で使用するため、長時間の利用を避け、他の利用者の迷惑にならないようにしてください
生活場所	居住エリア及び部屋割・区画割については避難所運営委員会が決定します。それ以外の共用スペースや立入り禁止場所には避難できません。また、避難者数や状況に応じて居住エリア等を変更することがあります	プライバシー等	- 居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないでください - 居室内で携帯用のテレビ・ラジオ・ゲーム機等を使用する場合は音量を下げるかイヤホンを使用してください - 携帯電話は、居住スペースではマナーモードにしてください。 - 消灯時間後は、他の人の睡眠を妨げないために音や光を発する行為を原則禁止します
要配慮者	高齢者、障がい者、妊産婦等の支援が必要な方については居住場所、食料、物資等について優先的に対応する場合があります	ペット	- 犬・猫等のペットは指定された場所で飼育してください - また、必ずケージに入れるかリードにより繋ぎとめて飼育してください - ペットの飼育や排便等の後片付けは飼い主が責任をもって行います
生活時間	- 起床時間：___時___分 消灯時間：___時___分 - 朝食：___時___分 昼食：___時___分 夕食：___時___分	飲酒・喫煙	飲酒喫煙は、所定の場所と時間帯以外では禁止します
食料・物資	- 食料物資は原則として全員に配給できるまで配給しません - 食料物資は原則居住組ごとに配給しますので、組内で分配してください - ミルク・オムツ・生理用品等の特有の物資は___室で直接配布します - 食料・物資は車中生活や在宅の被災者にも配布します	電 話	- 避難所施設の電話は原則使用できません。外部から避難者宛に電話があった場合は掲示板等により情報提供します - 特設公衆電話は原則災害伝言ダイヤル以外の利用はできません - 携帯電話の充電については、場所とルールを遵守してください
清 掃	- 世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任を持って清掃します - 世帯スペース間の通路など、居住組単位で共用する部分については組員全員で清掃します - 避難所全体で使用する共用部分については環境班の指示に従って当番制で清掃します	各種情報	避難所内外の情報は、掲示板、校内放送、組長等により伝達されます

避難所開設の流れ

レイアウトの作成

⇒ 居住場所の区画割・部屋割を暫定的に決めます。
また、本部室・更衣室等早急に必要となる共有スペースを設置します。



避難所開設の流れ



避難所開設の流れ

避難所運営委員会の設置準備

⇒発災後3日目をめどに、避難所運営委員会の設置を行い、避難住民による自主的な避難所運営に切り替えていきます。



避難所運営に女性の意見を反映させるため、積極的に避難所運営委員会に女性を選任しましょう。

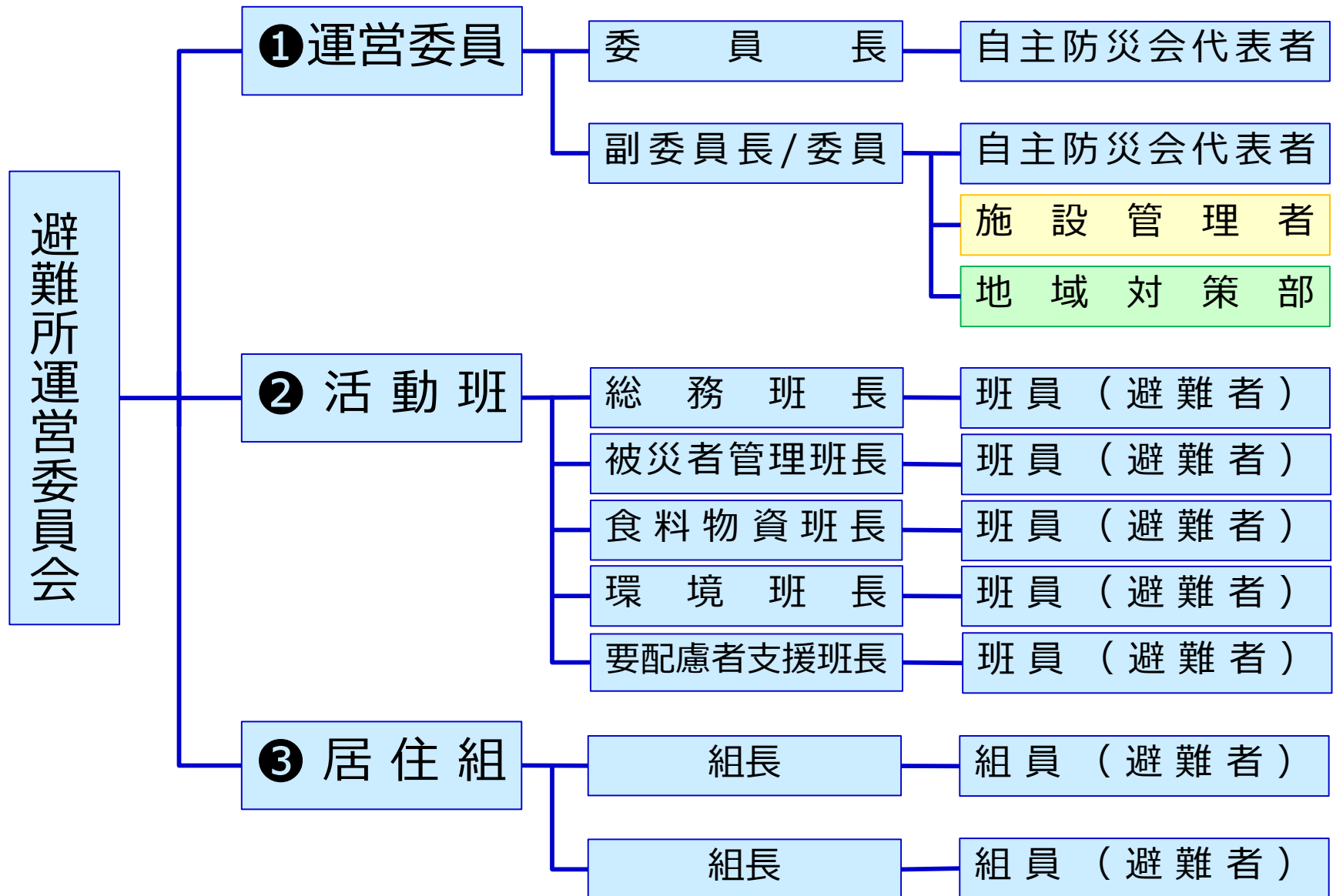
復旧期の対応（4日目～）

初動期の対応
（発災後～3日目）

復旧期の対応
（4日目～）

撤収期の対応

避難所運営委員会の設置



①運営委員とは

自主防災会代表、施設管理者、地域対策部で編成されます。避難所運営会議において避難所運営に関する事項の方針決定を行います。



【主な業務】

- 居住組の編成・組長の選出
- 活動班の編制・班長の選出
- 避難所運営会議への参加
- 組長への連絡調整

②活動班とは

避難者の中から選出され、避難住民と協力して避難所運営に必要な各種活動を行います。

② 活動班

総 務 班

被災者管理班

食料物資班

環 境 班

要配慮者支援班

【主な業務】

- 各班業務の実施
- 班ミーティングの実施
- 避難所運営会議への参加



②活動班とは

○総務班

避難所ルール作成、防犯対応、女性相談窓口などを担当

- 全体のとりまとめ業務があるため、自主防災会の中心の方が望ましいです。
- 女性特有の業務があるため、班員全員が男性とならないように必ず女性を選出しましょう。

【主な業務】

- 避難所運営の総括
- 災害対策本部との連絡調整
- 避難所レイアウトの設定・変更
- 避難所ルールの作成
- 各種窓口・共有スペースの設置
- 当番表の作成
- 防火・防犯対応
- 女性への配慮
- 情報広報活動
- ボランティアの調整

②活動班とは

○被災者管理班

避難者・在宅被災者の管理、電話対応などを担当

- 受付業務があるため、多言語を話せる方がいると、より望ましいです。

【主な業務】

- 避難者の管理
- 退所者の管理
- 在宅被災者の管理
- 安否確認
- 電話対応
- 郵便物対応

【避難所 避難者台帳

様式4

連番	カード番号	氏名	住所		性別	年齢	入・退所日	要援護状況	要配慮事項 (固有物資・アレルギー等)	備考
			市区町村等	番地						
例	1	いせはら □□	☑市内・□市外	〇〇1-1	男	40	入 20×× 〇/×/	有・無 要支援() 要介護() その他()	・大人オムツ ・おかゆ	
		伊勢原 □□	[]	[]			退			
			☑市内・□市外				入	有・無 要支援() 要介護() その他()		
			[]	[]			退			
			☑市内・□市外				入	有・無 要支援() 要介護() その他()		
			[]	[]			退			
			☑市内・□市外				入	有・無 要支援() 要介護() その他()		
			[]	[]			退			
			☑市内・□市外				入	有・無 要支援() 要介護() その他()		
			[]	[]			退			
			☑市内・□市外				入	有・無 要支援() 要介護() その他()		
			[]	[]			退			
			☑市内・□市外				入	有・無 要支援() 要介護() その他()		
			[]	[]			退			
			☑市内・□市外				入	有・無 要支援() 要介護() その他()		
			[]	[]			退			

②活動班とは

○食料物資班

食料や生活物資の管理配給などを担当

- 食事の取扱いにたけている方が望ましいです。
- 運搬作業もあるため、力作業ができる方が望ましいです。
- 女性特有の物資があるため、必ず女性を選出しましょう。

【主な業務】

- 物資の要請
- 物資の受入
- 物資の管理
- 物資の配給
- 食料の配給
- 在宅被災者への対応



②活動班とは

○環境班

ゴミやトイレなどの衛生面对応、ペット対応などを担当

- ペットへの対応があるため、ペットの飼い主や飼育経験がある方がいると、より望ましいです。

【主な業務】

- トイレに関する対応
- ごみ処理に関する対応
- 清掃に関する対応
- 生活用水の確保
- 防疫に関する対応
- 洗濯場の確保
- 風呂・シャワー
- ペットに関する対応



②活動班とは

○要配慮者支援班

軽症の傷病者への対応、要配慮者への対応などを担当

- 医療従事や介護の経験・資格がある方がいると、より望ましいです。

【主な業務】

- **傷病者への対応**
⇒避難所での対応が難しいときは、医療救護所等での受診を検討。
- **健康・こころのケア**
⇒こどもの遊技場や、飲酒・喫煙場所を運営会議で検討。
- **要配慮者の生活支援**
⇒避難所での対応が難しいときは、福祉避難所への移送を検討。



②居住組とは

避難者で編成される避難所生活を送る際の基礎単位となるグループ。原則、同一自主防災会の世帯等で構成され、物資の配給や活動班への協力は居住組単位で行われます。

居住組



【主な業務】

- 活動班業務への協力
- 組ミーティングの実施
- 運営委員との連絡調整

避難所運営の流れ

避難所運営会議の開催

⇒運営委員が中心となり、避難所のルールや各活動班の活動方針など、避難所運営全般に関わる内容について協議及び情報共有を行います。

項 目	内 容
開催頻度	1日最低でも1回以上
参加者	運営委員、活動班、居住組、その他
内 容	・各活動班業務の活動方針や課題の対応協議 ・避難所のルールやレイアウトの再検討 ・居住組の意見、要望に対する情報共有及び対応協議 ・その他必要と認めること



避難所運営の流れ

避難所ルール・レイアウト再検討

⇒ 居住環境や避難所ルールの見直しを行い、避難生活の改善を図ります。



避難所用間仕切りシステム

左：山形市スポーツセンター
(2011年4月3日)

入退所管理・防犯対策

⇒入退所管理を行い、避難者数を把握します。防犯対策については、消防や警察、防犯指導員の経験者を積極的に登用しましょう。



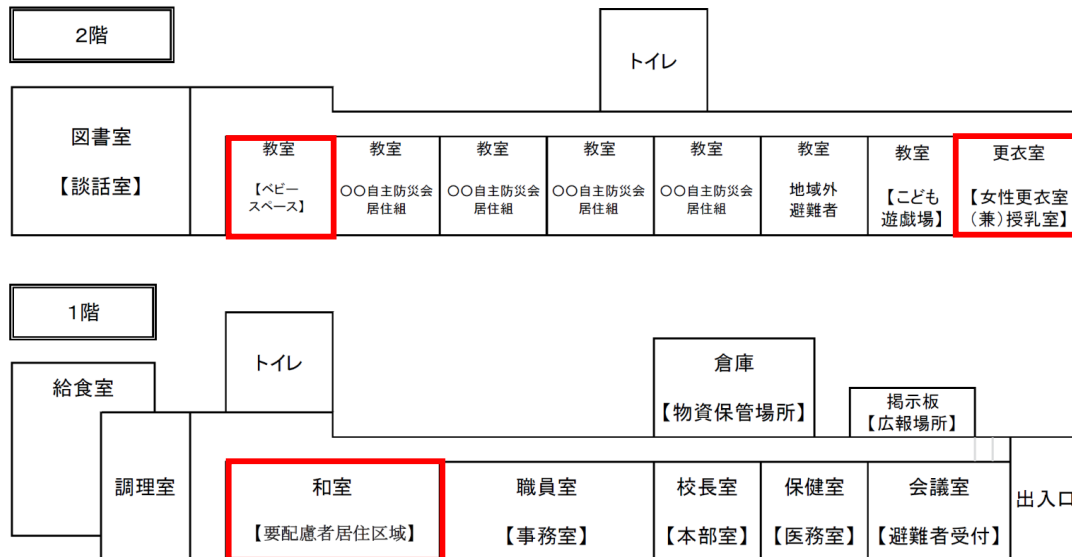
夜間の避難所警備は、特定の人に負担が集中しないよう、居住組から当番制で選出しましょう。

悪質な事案が発生した場合は、警察へ対処を依頼します。

避難所運営の流れ

要配慮者等への対応

⇒要配慮者の家族・知人・同じ居住組の避難者や、福祉・医療経験者等と協力してもらい支援を行いましょう。



例）要配慮者極右区域、ベビースペース、授乳室など

**要配慮者専用のスペース
を設けましょう。**

**避難所での避難生活が困
難な要配慮者は、福祉避
難所への移送を検討しま
しょう。**

物資の把握・調達・配給

⇒避難者カードに基づき、物資の必要数を把握し、不足分は、災害対策本部に要請します。

※女性特有の物資もあるため、女性専用の窓口を設け女性を配置するなどしましょう。

【物資配給の留意点】

- 公平に配給。
- 不足する物資があれば要配慮者に優先的に配給。
- 在宅避難者や車中避難者に対しても配給。

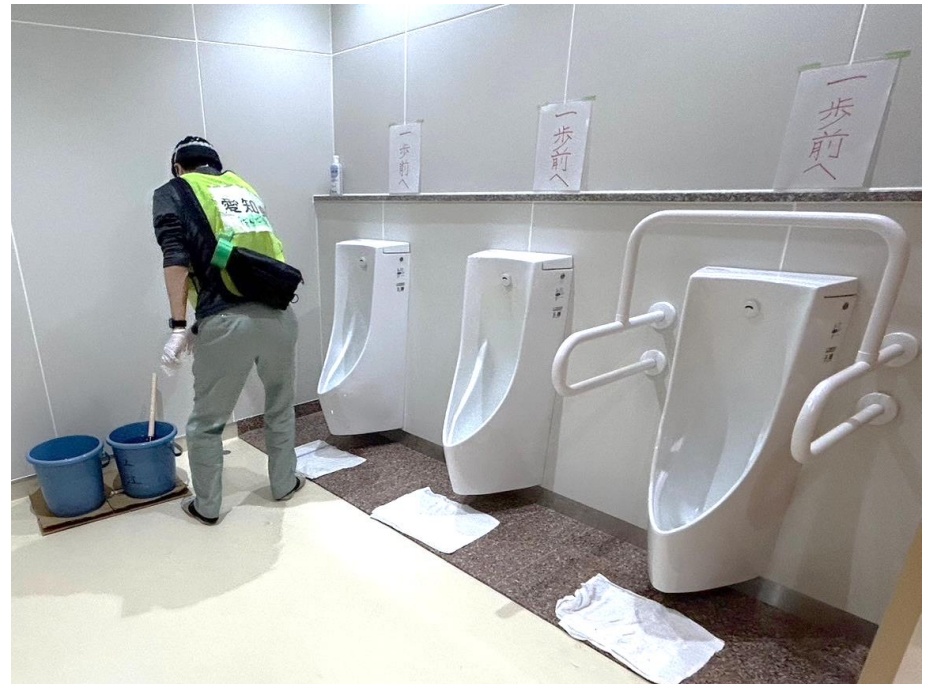


避難所運営の流れ

トイレ管理・衛生環境の整備

⇒ トイレ使用のルールや、ゴミ処理方法について、紙に張り出すなど、避難者に周知しましょう。

- 避難所のトイレ数の理想割合は、「男性：1」「女性：3」と言われています。
- 清掃等は、居住組ごとに当番制（避難者全員）で行いますので、協力して行いましょう。



各種情報の収集・伝達

⇒災害対策本部や各種メディア等の情報を受取り、分野ごとに分けて掲示板等に掲載しましょう。



掲示板に掲載するときは必ず日時を記載して、「いつ」「どの時点の情報」か、ハッキリさせましょう。重要な情報は、拡声器等で繰り返し伝達しましょう。

撤収期の対応

初動期の対応
(発災後～3日目)

復旧期の対応
(4日目～)

撤収期の対応

避難所の縮小・閉鎖

ライフライン機能の回復や応急仮設住宅の建設が進むと、生活再建が可能となるため、避難所運営会議で避難所の縮小や閉鎖時期について協議を始めます。

- 被災者の自立支援
- 避難所の統合・閉鎖に向けた市災害対策本部との協議
- 避難所に係る情報等の引継ぎ
- 避難所の片付け
- 避難所の閉鎖、運営委員会の解散



避難所用間仕切り設置訓練

2024年(令和6年)
8月3日(土)・4日(日)
伊勢原市危機管理課



避難所用間仕切り設置



岩手県立大槌高等学校大体育館 P P S 設置前



岩手県立大槌高等学校大体育館 P P S 設置後

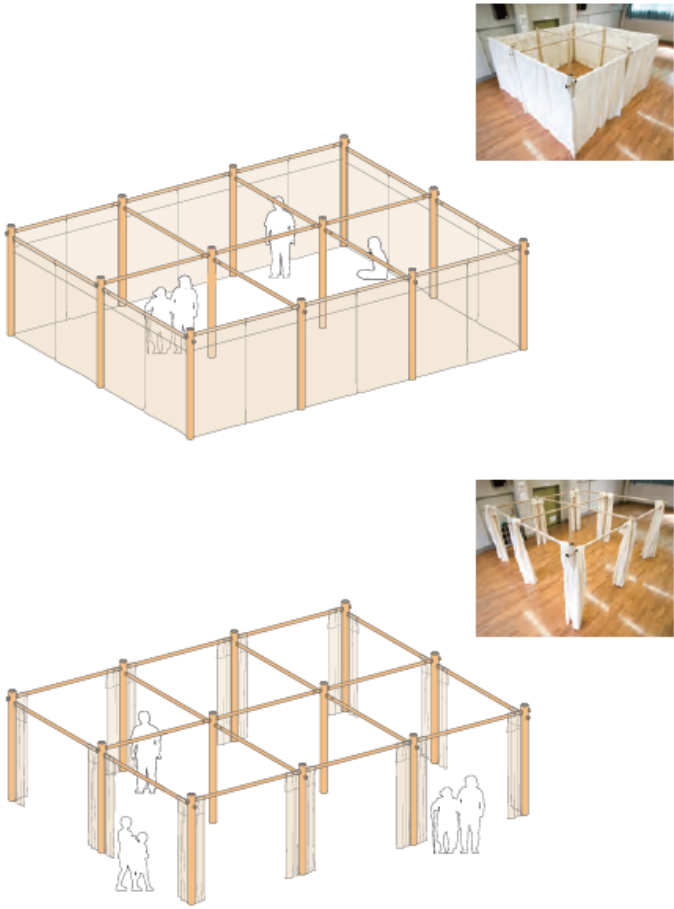
避難所用・紙の間仕切りシステム（P P S）

大規模な災害が発生すると、被災者の多くが避難所での生活を強いられるが、プライバシーの確保は重要な課題である。日本では災害時における避難所でのプライバシー確保が十分であるとは言えず、大規模な災害が頻発するたびに多くの人が避難所で雑魚寝をする状況がたびたび発生する。そこで、紙管をフレームとして用い、布を簡単に掛けただけの間仕切りを開発した。基本的なユニットは2 m * 2 mで囲まれた空間である。紙管の梁は連結することができ、グリッド状にいくらでも拡張することができる。

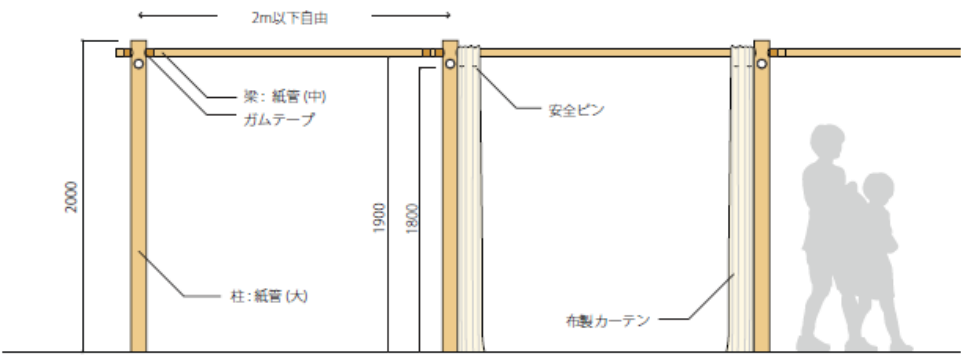
【出典】 NPO法人 ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク (VAN) より

避難所用間仕切り設置

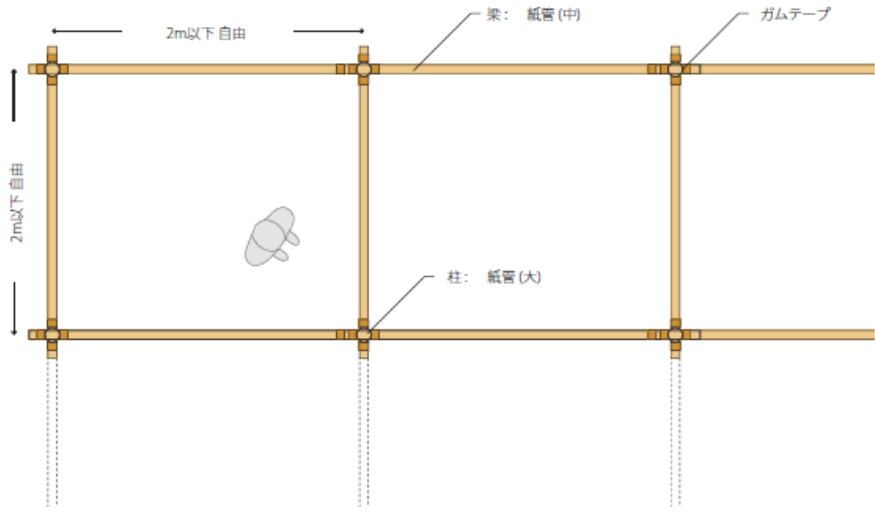
設置イメージ



設置イメージ図



立面図
S = 1/3 0



平面図
S = 1/3 0

避難所用間仕切り設置



2 * 2 ユニット分の部材

構成部材

柱：紙管（内径90mm、厚み3mm、外径96mm、長さ2000mm）

梁：紙管（内径50mm、厚み3mm、外径56mm、長さ2000mm）

ジョイント：紙管（内径45mm、厚み2.35mm、外径49.7mm、長さ400mm）

カーテン：布（2,4m程度にカットしたもの）

他：安全ピン（44mm程度）

布テープ（50mm幅）

組立て方法



1
柱に梁を押し込む



2
柱ジョイントを挿し
込み梁を繋ぐ



3（研修では省略）
ガムテープで固定



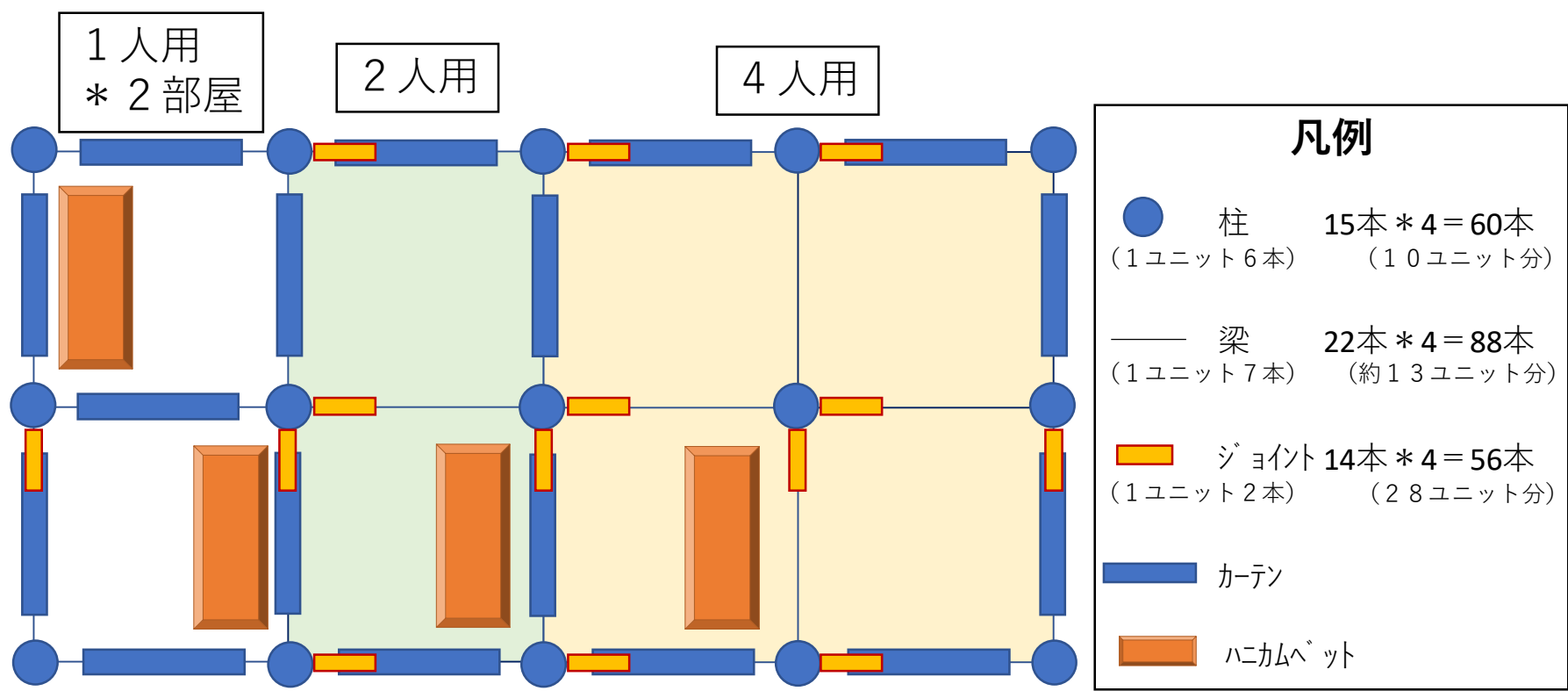
4
梁に布を掛ける



5
布を安全ピンで留める

避難所用間仕切り設置（1グループあたり）

- 避難所用間仕切りの設営
 - ・ 間仕切り 8 部屋設置
（1 人用 * 2 部屋、2 人用 * 1 部屋、4 人用 * 1 部屋）
 - ・ ハニカムダンボールベットの設置
（4 箇所程度）



避難所用間仕切り設置（設置後の全体レイアウト）

